

第 24 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 9 時 30 分～11 時 30 分

(場所) Web 会議

(議事) 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理

1. 開会

- 会田座長から構成員の異動について報告があった。

2. 独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理

- 「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点の整理」に係る事務局の説明を踏まえ、構成員から以下の質疑及び意見があった。
- ・ 時価の算定について、企業会計の改正に伴う改訂ではあるが、影響のある独法が想定されるため、改訂後に補足説明を丁寧に行う必要がある。
- ・ 会計上の見積りの開示に係る改訂について、法人自らが翌事業年度の財務諸表に及ぼす重要なリスクに関してきちんと検討した上で、自らの判断で開示することがポイントであると理解している。独法の場合、事業報告書においてもリスク情報を開示することとなっているため、今回の改訂内容との関係を Q & A 等で示してはどうか。
- ・ 取引価格の定義は、企業会計の「収益認識に関する会計基準」と同様で良いのではないかと考える。取引価格の定義を税込方式、税抜方式それぞれの方式で分けることは適切ではないと考える。
- ・ 消費税等の会計処理について、現行、独法で採用されている実務を認める形となるが、それを原則例外で整理することが難しいということだが、Q & A において、消費税等の会計処理の選択に係る説明を充実させてはどうか。
- ・ 消費税等の会計処理について、現状が実態を表現していると考ええる。また、消費税等の会計処理の選択について、明確な基準を設けないという方向性は同意。例えば、課税割合等により毎年度、消費税等の会計処理を選択するような基準を設けると、非常に甚大な影響があるため、基準を設けることは避けるべき。

- ・ I P S A S 第 9 号においては、他の第三者に代わって収入する金額は事業体に流入する経済的便益やサービス提供能力ではなく、資産の増加や負債の減少にはつながらず、収益から除外されると結論づけている。独法会計基準においても、資産、負債及び収益の定義といった観点から整理してはどうか。また、今回はあくまでも収益認識の会計を検討しているので、費用側の会計処理は検討の対象外である。取引価格の定義は、企業会計の「収益認識に関する会計基準」と同様にして、税抜方式を原則とすべきではないか。今回、どうしても税込方式も認める方針であれば、将来、再検討の余地を残すために、当面の措置として現行の処理を続けるに過ぎないということにしてはどうか。
- ・ 交換取引の相手方である民間企業は、課税取引は必ず税抜処理を行うので、独法側が税込処理であった場合、対価が表示されないのではないかと。また、個別の取引ごとに会計処理を定めることが難しい場合、セグメント別に会計処理を定める方法はどうか。
- ・ 法人の実態に応じて、法人の会計処理を選択できるように会計基準を設定することが会計基準の役割であるため、会計処理の選択については会計基準やQ & Aで示すべき。
- ・ 財務情報の有用性を前提に会計書類が作成されることから、税抜方式及び税込方式は各々の取引形態の性格から認められても良いのではないかと。
- ・ 税込方式を採用する法人が税抜方式に変更した場合、時系列的な比較可能性が損なわれるという話があるが、税抜方式を採用した上で税込処理した場合の金額を注記させることで、増税した場合の比較可能性は担保できるのではないかと。
- ・ 学校や病院など、公共性の高い独立行政法人においては、コストは税込で認識するというような経営をしていると考えられる。消費経済体のような法人が多い中、1つの基準が原則で、それに反するものは例外だと言えるのか。公共性の観点も踏まえて議論すべきである。

以上